

市町村意見への対応方針	計	各テーマ					
		①	②	③	④	その他	参考資料等
1. <u>意見のとおり修正</u>	3	1	—	—	—	2	—
2. <u>意見の趣旨に沿って修正</u>	7	1	—	3	—	2	1
3. 修正しない	2	—	—	—	—	1	1
4. その他	9	—	1	4	2	1	1
合計	21	2	1	7	2	6	3

〇令和6年能登半島地震に学ぶ - 今後の震災対策の方向性 - に関する市町村からの意見への対応

No	市町村名	照会結果（市町村からの意見）			意見反映			
		意見に関する報告書箇所	追加修正 削除 その他	修正案	追加・修正・削除の理由等	考え方	左の「考え方」を「2」、「3」又は「その他」とした場合の理由	「考え方」を「2」とした場合の修正案
1	各務原市	・石川県における水道の基幹管路の耐震化率(36.8%) ・【参考】水道の基幹管路の耐震適合率	修正	「耐震化率」又は「耐震適合率」のどちらかに統一する。	同じ意味で2つの表現が混在しないほうがよいため。	2 意見の趣旨に沿って修正	・水道については「耐震適合率」を掲載することとし、合わせて、厚生労働省が公表している最新の情報に数値を修正します。	・石川県における水道の基幹管路の耐震適合率(R4未:37.9%)は、全国平均(R4未:42.3%)を下回る。多数の水道施設が被災し、最大約11万戸で断水が発生
2	損斐川町	<今後の対策の方向性> 〇 ヘリコプター臨時離着陸場の事業化の検討[市町村]	修正	〇 ヘリコプター臨時離着陸場の事業化の検討[県・市町村]	・本事業は国の交付金を活用し、県と市町村が共同で行うべきものであるため。	1 意見のとおり修正		
3	飛騨市	<今後の対策の方向性> 〇 耐震診断・耐震改修工事に対する支援の継続[県・市町村]	修正	〇 耐震診断・耐震改修工事に対する支援の見直しの実施[県・市町村]	・高齢者世帯にとっては耐震改修を行うインセンティブが働きづらいことは顕著であり、特に耐震改修に要する費用を工面するハードルを低減することに加え、煩雑な手続きを簡便にするなどの見直しが必要と考える ・石川県では以前から手厚い施策を準備しているにも関わらず活用されずに被害が拡大した。立派な制度を準備しても高齢世帯に分かりやすく伝える工夫、仕組み、インセンティブが極めて重要。 ・石川県では高齢者が費用を立て替える必要のない「代理受領制度」を全県下で行っている。 ・高齢福祉部局、社会福祉協議会等、高齢世帯に関連する部局、団体も交え、オール岐阜として効果的なインセンティブについて見直し、検討しなければ耐震化率は向上しない。 ・オール岐阜として全県下足並みを揃えた施策として県主導による見直しを要望する。	4 その他	・耐震補強工事の手続きについては、申請時の申込みと完了時の完了報告など必要最小限であり、完了報告に必要な写真等についても施工者が用意するなど、過度なご負担を強いるものではないとご理解いただきたいと存じます。 ・また、資金の工面に關しましても、現行制度において「代理受領制度」を活用した対応が可能であり、現に県内でも当該制度を活用している市町村もありますので、活用していない市町村に対し、こうした事例を紹介してまいります。 ・本県では、平成22年に「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を設置し、個別訪問により高齢世帯にも直接耐震化啓発を行っており、同時に実施する住民アンケートでニーズを把握しながら、引き続き、県内全市町村や県内建築関係団体と一体となって、効果的な取組を進めてまいります。	
4	羽島市	<今後の対策の方向性> 〇 分散避難システムを活用した避難所外避難者への支援情報の提供[市町村]	修正	〇 分散避難システムを活用した避難所外避難者への支援情報の提供[県・市町村]	・災害対策基本法において、市町村長は、災害時の応急措置をとるべきことが義務づけられているが、一定規模以上の災害に際しての救助については、災害救助法によって都道府県知事が行い、市町村長が委任を受けこれを補助する。 ・能登半島地震においては、石川県にて1,5次避難所が設置された。被災地の自治体では職員も多く被災することから、当県においても県の法定受託事務を受任するには困難となる可能性がある。 ・市町村には権限証明の発行や復旧にむけた業務が多量に発生するため、能登半島地震のように避難所の運営などについては、県が主体となり早期に他県への応援を求めるなどの対応が必要である。 ・従って、災害救助法の適用を想定する大規模災害については、市町村への委任を前提とせず、法の定めに従い、県が主体的に、食糧、飲料水等の給与をする義務があるため、県においても避難者への支援情報の提供が必要とされることから、「県」を追加すべき。	4 その他	・災害救助法における救助の実施主体は都道府県となりますが、迅速な応急救助のためには、国も推奨するように、市町村への事務委任を積極的に活用することが不可欠である旨ご理解いただきたいと存じます。 ・県といたしましては、「今後の対策の方向性」に記載してあるように、多様な避難を想定した情報提供体制の強化、被災後の自立に向けた支援体制の強化、2次避難に関する検討会の実施などを通じ、市町村の皆様とも連携しながら、指定避難所以外に避難される方々にも支援情報が行き届くよう努めてまいります。	

No	市町村名	照会結果（市町村からの意見）				意見反映		
		意見に関する報告書箇所	追加 修正 削除 その他	修正案	追加・修正・削除の理由等	考え方	左の「考え方」を「2」、「3」又は「その他」とした場合の理由	「考え方」を「2」とした場合の修正案
5	羽島市	<p><今後の対策の方向性></p> <p>○ 避難所運営マニュアルにおける水の確保やトイレなどの衛生環境の整備に関する規定の整備及び実施の徹底【市町村】</p>	修正	<p>○ 避難所運営マニュアルにおける水の確保やトイレなどの衛生環境の整備に関する規定の整備及び実施の徹底【県・市町村】</p>	<p>・災害対策基本法において、市町村長は、災害時の応急措置をとるべきことが義務づけられているが、一定規模以上の災害に際しての救助については、災害救助法によって都道府県知事が行い、市町村長が委任を受けこれを補助する。</p> <p>・能登半島地震においては、石川県にて1.5次避難所が設置された。</p> <p>・従って、災害救助法の適用を想定する大規模災害については、市町村への委任を前提とせず、法の定めに従い、県が主体的に、避難所を設置し、食品、飲料水等の給与をする義務があるため、県においてもマニュアルや物資確保が必要とされることから、「県」を追加すべき。</p>	4 その他	<p>・災害救助法における救助の実施主体は都道府県となりますが、迅速な応急救助のためには、国も推奨するように、市町村への事務委任を積極的に活用することが不可欠である旨ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>・県といたしましては、各市町村が作成する避難所運営マニュアルの参考となる「県避難所運営ガイドライン」の適切な策定、避難所運営研修会の開催などを通じ、引き続き、市町村の避難所運営を支援してまいります。</p>	
6	下呂市	<p><これまでの主な対策></p> <p>・市町村が行う避難所の停電対策への支援の実施</p> <p>【参考】避難所の停電対策への支援概要</p> <p>・補助率等 1/2（補助上限額 500 千円/市町村）</p>	その他		<p>・左記補助金の対象範囲を緩和、強化できないか</p> <p>・現状の県補助金では「停電対策」のみとなっているが、今回、課題として挙がっていたトイレ問題やプライバシーの確保、食料問題など、その他多くの課題に対して使える補助金ではない。課題に即した補助金を整備してほしい</p>	2 意見の趣旨に沿って修正	<p>・能登半島地震では、トイレの確保が課題になったほか、能登半島地震の検証を踏まえて行われた令和6年6月の「国防基本計画」の見直しに伴い、国から「避難所開設当初からパーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドの迅速な設置について」（令和6年7月4日付け事務連絡）が発出され、この中で「避難所開設当初から直ちに避難者に提供できるよう、平時から、パーティションやテント・段ボールベッド等の簡易ベッドについて、備蓄の推進」を図るよう記載され、これらへの対応が必要となっています。</p> <p>・このように、停電対策以外にも、整備が必要となる資機材について補助が必要となっていることを踏まえ、当該補助金に関する「今後の対策の方向性」を修正します。</p>	<p>○ 市町村が行う避難所の環境改善に必要な資機材の整備への支援及び避難所の環境改善に必要な資機材の整備の推進【県・市町村】</p>
7	羽島市	<p><今後の対策の方向性></p> <p>○ 物資の適切配分及び効率的な仕分けの観点からの物資支援関係マニュアルの見直し【市町村】</p>	修正	<p>○ 物資の適切配分及び効率的な仕分けの観点からの物資支援関係マニュアルの見直し【県・市町村】</p>	<p>・災害対策基本法において、市町村長は、災害時の応急措置をとるべきことが義務づけられているが、一定規模以上の災害に際しての救助については、災害救助法によって都道府県知事が行い、市町村長が委任を受けこれを補助する。</p> <p>・能登半島地震においては、石川県により1.5次避難所の開設が行われた。被災地の自治体では職員も多く被災することから、当県においても県民の法定受託事務を受任するには困難となる可能性がある。</p> <p>・市町村には権限証明の発行や復旧にむけた業務が多量に発生するため、能登半島地震のように避難所の運営などについては、県が主体となり早期に他県への応援を求めるなどの対応が必要である。</p> <p>・従って、災害救助法の適用を想定する大規模災害については、市町村への委任を前提とせず、法の定めに従い、県が主体的に、食品、飲料水、学用品、被服、寝具等の配分や仕分けを行う義務があるため、「県」を追加すべき。</p>	4 その他	<p>・災害救助法における救助の実施主体は都道府県となりますが、迅速な応急救助のためには、国も推奨するように、市町村への事務委任を積極的に活用することが不可欠である旨ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>・県といたしましては、「今後の対策の方向性」に記載してあるように、物資調達等支援システムの活用に向けた訓練の実施、関係団体との協定の締結検討などを通じ、引き続き、市町村の皆様とも連携しながら、避難される方に対し、支援物資が迅速かつ効率的に行き届くよう努めてまいります。</p>	
8	羽島市	<p><今後の対策の方向性></p> <p>○ 避難所運営マニュアルにおける分散避難者への対応に関する規定の整備及び実施の徹底【市町村】</p>	修正	<p>○ 避難所運営マニュアルにおける分散避難者への対応に関する規定の整備及び実施の徹底【県・市町村】</p>	<p>・災害対策基本法において、市町村長は、災害時の応急措置をとるべきことが義務づけられているが、一定規模以上の災害に際しての救助については、災害救助法によって都道府県知事が行い、市町村長が委任を受けこれを補助する。</p> <p>・能登半島地震においては、石川県により1.5次避難所の開設が行われた。被災地の自治体では職員も多く被災することから、当県においても県民の法定受託事務を受任するには困難となる可能性がある。</p> <p>・従って、災害救助法の適用を想定する大規模災害については、市町村への委任を前提とせず、法の定めに従い、県が主体的に救助を行う義務があるため、県においてもマニュアルや規定の整備が必要とされることから、「県」を追加すべき。</p>	4 その他	<p>・災害救助法における救助の実施主体は都道府県となりますが、迅速な応急救助のためには、国も推奨するように、市町村への事務委任を積極的に活用することが不可欠である旨ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>・県といたしましては、「今後の対策の方向性」に記載してあるように、指定避難所以外の避難者の把握や支援に関する検討、分散避難システムの周知などを通じ、引き続き、市町村の皆様とも連携しながら、指定避難所以外に避難される方々への支援に努めるとともに、各市町村が作成する避難所運営マニュアルの参考となる「県避難所運営ガイドライン」の適切な策定、避難所運営研修会の開催などを通じ、市町村の避難所運営を支援してまいります。</p>	

No	市町村名	照会結果（市町村からの意見）			意見反映			
		意見に関する報告書箇所	追加 修正 削除 その他	修正案	追加・修正・削除の理由等	考え方	左の「考え方」を「2」、「3」又は「その他」とした場合の理由	「考え方」を「2」とした場合の修正案
9	高山市	テーマ3 (13) 避難所における運営体制強化の推進 <今後の対策の方向性>	追加	[追加] ○「避難所運営は、避難者の手で行わなければならないこと」の、平時からの周知強化【県・市町村】	・避難所開設時、今回の能登半島地震の事例にあった「自主運営が進まない（避難者がお客さんになっている）」ということにならないようにするためには、平時からの周知が必要であり、追加するべきと考える。	2 意見の趣旨に沿って修正	・より簡潔な表現とするため、記載ぶりを見直しました。 ・なお、県では、各市町村が作成する避難所運営マニュアルの参考となる「県避難所運営ガイドライン」を策定し、避難者による自主運営を目標とする旨定めておりますが、能登半島地震では今回のような課題が生じました。 ・これを踏まえ、今後の周知にあたっては、「今後の対策の方向性」に記載したように、避難所運営における行政による支援範囲、役割の整理を行った上で、市町村の皆様とも連携しながら、効果的な啓発方法を検討する必要があると考えています。	○ 地域住民が中心となった避難所運営の必要性に関する平時からの周知徹底【県・市町村】
10	飛騨市	<今後の対策の方向性> ○ 避難所運営のリーダー等を担える地域人材の育成【県・市町村】	修正	○ 避難所運営のリーダー等を担える地域人材の育成と継続的な研修機会の創設【県・市町村】	・飛騨市では、指定避難所における開設・運営を市職員と防災士が協働で行う仕組みとして、「避難所運営協力防災士」制度を独自運用中であり、市独自の訓練を受講後、市が認定している。 ・能登半島地震では現地の市町村職員も被災者であり、被災者が被災者を支援した公助の限界が露呈している。 ・地区防災計画の見直しを含め、防災士の活用を検討すべきでは、 ・とくく行政は人材育成がゴールとしがちである。人材育成はスタートに過ぎず、効果的、継続的な研修等の蓄積が必須である。	2 意見の趣旨に沿って修正	・県においては、継続的な研修機会の確保のため、「清流の国ぎふ防災・減災センター」と連携した「げんさい未来塾」を開催し、継続的な研修機会を設けているほか、既に取組を進めている市町村もあると考えられますので、記載ぶりを見直しました。	○ 避難所運営のリーダー等を担える地域人材の育成及び継続的な研修機会の確保【県・市町村】
11	各務原市	テーマ4 (2) 災害時における災害対応職員等の確保の推進 <今後の対策の方向性>	その他	※報告書の修正の依頼ではありませんので、検討事項のみ記述させていただきます。	・能登半島地震においては、石川県主導で令和5年末にはほぼすべての市町村でNTT東日本社製の「被災者生活再建支援システム」を導入し、訓練をしていたことにより県が被災地市町村の被災者の状況の集約ができていたこと、支援市町村がシステムを使った現地での建物被害認定調査を行うことができたこと、調査結果のデータ化を東京都が主導で導入自治体の職員を集め遠隔で支援したことなど、大きな成果を挙げられ、県内でも岐阜市様をはじめいくつかの自治体で導入をしていると伺っています。 ・支援をする側にとっても、される側にとっても導入しているメリットが大きいものと推測されますので、今回の震災を教訓に、ぜひ県が主導になって県内のシステム導入支援の検討をお願いいたします。	4 その他	・被災者生活再建支援システムについては、能登半島地震では、県が主導してシステムを導入したと承知しておりますが、市町村が使用するシステムであることから、一義的には、市町村が自らの負担で整備すべきものと考えています。 ・このため、現時点では、明確な方向性を示すことは困難であり、県が主導してシステムを導入すべきかどうかを含め、研究してまいります。	
12	羽島市	テーマ4 (3) 受援・支援体制の整備①災害対応職員等の受け入れ体制の整備 <今後の対策の方向性>	追加	[追加] ○ 居住地における最も近い県及び市町村の拠点に参集し、所属への安否報告と初期救助への参加	・液状化や橋の崩落、土砂災害などにより必ずしも所属団体の施設に参集できるとは限らない。 ・大規模災害時には、県及び市町村の職員は発災時に最も安全で最短で移動できる県内の県及び市町村の拠点に参集することとし、安否報告や情報共有、初期救助をすることとしてはどうか。	4 その他	・県及び市町村の職員は、各自自治体で定められた参集体制及び役割に沿って、それぞれの自治体において災害対応を行う必要があることから、各自が所属する自治体以外の拠点に参集し、所属する自治体以外の災害対応を行うことは困難であると考えております。 ・このため、「今後の対策の方向性」に記載してあるように、市町村の皆様とも連携しながら、参集訓練等の実施、BCPの適切な発動など、各自自治体における参集職員の確保対策の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。	
13	羽島市	テーマその他 (1) 新技術を活用した震災対策の推進 <今後の対策の方向性>	追加	[追加] ○ ドローンの普及等に関する団体との災害協定の締結	・能登半島地震では、団体によってドローンによる被害写真の撮影のほか、橋梁点検、倒壊家屋内調査、物資輸送などが行われた。 ・能登半島地震で活動したJUIDA（一社）日本JAS産業振興協議会）は大分県と災害協定を締結している。 ・大規模災害時は職員確保が困難となるため、専門組織の支援も視野に入れてはどうか。	2 意見の趣旨に沿って修正	・協定締結は相手方との調整が必要であることを踏まえ、文言を修正しました。	○ ドローンの普及等に関する団体との災害協定の締結の検討【県・市町村】

No	市町村名	照会結果（市町村からの意見）				意見反映		
		意見に関する報告書箇所	追加 修正 削除 その他	修正案	追加・修正・削除の理由等	考え方	左の「考え方」を「2」、「3」又は「その他」とした場合の理由	「考え方」を「2」とした場合の修正案
14	各務原市	<今後の対策の方向性> ○ AI（スペクティ機能）を活用した災害関連情報の迅速な収集【県】	修正	○ SNSやAI技術等を活用した災害関連情報の迅速な収集【県・市町村】	・災害関連情報は、県のみならず、市町村が中心となって把握する必要があるため、実施主体は県だけではなく、市町村も記載すべき。 ・情報の収集にあたっては、電話が主となっている自治体が多いと思われるが、今後はSNSの活用も必須だと考えることから、スペクティに限定した記載ではない方が良い。	1 意見のとり直し	・（若干文言を修正）	○ SNSやAI技術（スペクティ機能等）を活用した災害関連情報の迅速な収集【県・市町村】
15	各務原市	<今後の対策の方向性> ○ 仮置場候補地として検討できる国有地又は県有地の情報整理【県】	修正	○ 仮置場候補地として検討できる国有地又は県有地の情報整理と、当該候補地の所在市町村への情報提供【県】	・国有地又は県有地を仮置場候補地にできるかどうか予め分かっている場合は、市町村において仮置場候補地を検討しやすいため、整理した情報を提供していただきたい。	2 意見の趣旨に沿って修正	・より簡潔な表現とするため、記載ぶりを見直しました。	○ 仮置場候補地として検討できる国有地又は県有地の情報整理及び市町村への提供【県】
16	飛騨市	<今後の対策の方向性> ○ 自治会毎の防災研修・防災訓練の実施【県・市町村】	修正	○ 自治会または自主防災組織毎の防災研修・防災訓練の実施【県・市町村】	・自らの命は自ら守り、地域とともに助け合う意識の必要性をどれだけの県民に浸透しているか、疑問である。 ・地域の事情は地域が精通しており、互助の仕組みを強化する必要性は説明すれば誰もが理解する。 ・自治会または自主防災組織の育成支援は喫緊の課題であり、防災士がそのつなぎ役（アドバイザー）としての役割が期待されるのでは。 ・育成で終わることなく、持続可能で継続的な研修・訓練が必要ではあるが、そうしたノウハウの共有、浸透を県、防災・減災センターに要望する。	1 意見のとり直し	・（「または」を「又は」に修正）	○ 自治会又は自主防災組織毎の防災研修・防災訓練の実施【県・市町村】
17	下呂市	テーマその他 (6) 自助・共助の推進	その他	（「県、市町村職員の防災教育の実施」や「県、市町村職員の防災に対する意識、認識の共有（同一）化」の必要性）	・県民、市民に自助、共助の重要性を唱えることの重要性はもちろん感じるが、その前に職員自らが防災対策を行う必要がある。防災担当部署以外の職員の防災への意識の低さ、知識不足を感じることが派遣中も多々あった。 ・県、市町村それぞれで啓発を進めていくのはよいが、伝えることを統一しないと聞き手が「県職員は○○と言っていた」「市職員は●●と言っていた」と伝える内容や趣旨に乖離があると問題や、適切な啓発活動の障壁になり得る。認識や伝えるポイントなどは共有し、実施していく必要がある。 ※以前県主催の説明会で話していた防災対策（自助に対する認識・市町村の災害対応への理解）や考えが、市町村職員の考えと大きく乖離していたことがあり、心配しています	4 その他	・県民、市民の防災意識を高める前に、防災担当部署以外の職員も含めた職員自体の防災への意識を高め、知識を養うことも重要と考えております。 ・この点については、「今後の対策の方向性」に記載してあるように、「災害時の参集を可能とするための職員の自助能力の向上」、「防災に係る法や制度に関する職員の理解促進」に取り組む中で、職員の意識向上や理解促進を深めてまいりたいと考えております。	
18	輪之内町	<今後の対策の方向性> ○ 災害・避難カードの作成に係る研修の実施及び普及	削除		・現行の災害・避難カードは水害に対応したものであると見受けられるため、今回策定している「地震対策の方向性」の内容にそぐわないのではないかと。 ※地震対策版の災害・避難カードを作成するのであれば削除不要	3 修正しない	・災害・避難カードは、現在、水害に対応したものでありますが、風水害版であっても、本カードの作成を通じて、住民の方が最寄りの避難所や、避難所までの道のり等について確認できるなど、活用が可能であると考えております。	

No	市町村名	照会結果（市町村からの意見）				意見反映		
		意見に関する報告書箇所	追加 修正 削除 その他	修正案	追加・修正・削除の理由等	考え方	左の「考え方」を「2」、「3」又は「その他」とした場合の理由	「考え方」を「2」とした場合の修正案
19	羽島市	参考1 令和6年能登半島の地震の概要 全般	追加	・内閣府防災情報に掲載の非常対策本部が発表している数値を掲載。	・能登半島地震は石川県以外の県でも大きな被害が出ているが世間の目には触れられていない。 ・情報の正確性を含め、被害の大きさを示すためにもすべての被災状況を採用すべき。	3 修正しない	・オール岐阜で参画いただいた県災害支援対策本部で既に使用していた数値との統一感を出す意味から、石川県の状況に限定し、その旨を明記したうえで記載しております。 ・石川県以外の被災県の被害状況を軽んじるものではありませんが、石川県以外の被災県の被害状況を含めずとも、能登半島地震の被害の概要としては適切であり、また、県の震災対策の見直し内容に影響はないものと考えております。	
20	羽島市	参考2 能登半島地震の被災地に対する支援の状況 [人的支援]	修正		・例えば、給水支援（52ページ）を例にとると、当市では3月末まで支援に行っているが、1/15で終了していることになっている。 ・資料の与える印象が変わるため、正確な説明を付記すべき。	2 意見の趣旨に沿って修正	・全市町村、関係機関に多大なご尽力を賜った「オール岐阜」での支援状況が適切かつ正確に反映されるよう、改めて確認を行い、必要な説明を付記します。	(修正後の報告書による)
21	大垣市	・全体的に能登半島地震を経験せずとも分かっていた内容と感じ、せっかく作成するのであれば、もっとピンポイントで作成しないと、地域防災計画との差別化が図れないと感じた。 ・あわせて、ただ必要な業務を羅列するのではなく、業務ごとのおおまかな優先順位を盛り込んでいただけると、それを一つの指標として災害応急対策の参考にできると感じた。	その他			4 その他	・元日発災時の初動体制の確保、衛星通信機器など新技術の活躍、2次避難などの新しい避難形態への対応など、これまでにない特有の課題などにも着目し、東日本大震災、熊本地震とは異なる4つのテーマを切り口に作業を進めております。 ・ご指摘を踏まえ、最終報告における施策群のとりまとめに際しては、今回の検証のポイントをより明確とし、メリハリの効いた打ち出しができるよう工夫してまいります。	